

令和5年5月2日

保護者各位

喜多方市立熊倉小学校長 前田 敬

第5類移行後の感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日、市教育委員会より、第5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策が示されましたので、本校の具体的な対策について下記のとおりお知らせします。

つきましては、ご一読いただき、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 平時から求められる感染症対策

- ◎ 生活及び学習場面において活動の制限をしません。また、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 児童に対する感染症対策に関する指導は引き続き行います。
- 健康観察により児童の健康状態を的確に把握します。なお、「健康観察記録表（体温チェックシート）」の記入は行いません。
- 気候上可能な限り、常時またはこまめに2方向の窓を開け換気をします。
- 場面の切り替わりの際には、こまめな手洗いをするよう指導します。
- 清掃により清潔な空間を保ちます。日常的な消毒作業は行いません。
- 手指消毒剤については、当面の間、所定の位置に備え付けておきます。希望者が使用することを基本とします。

2 感染流行時における感染症対策

- 児童または教職員にマスクの着用を促すこともありますが、強要はしません。
- 「近距離」「対面」「大声」の会話を控え、身体的距離を確保する等の対策を講じます。
- 「濃厚接触者」の特定が行われないことになるので、これまでであれば「濃厚接触者」の認定を受ける状況である児童であっても出席停止扱いにはしません。

3 感染状況に応じて機動的に講ずる措置

- ◎ これまで児童の「風邪等の諸症状」については、すべて「出席停止」扱いとしてきましたが、風邪等の諸症状がある場合には、保護者に対し受診を依頼します。

<裏面もご覧ください>

- 児童生徒に感染が判明した場合
出席停止扱いとします。期間は「発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を経過するまで」とします。また無症状の感染者に対する出席停止期間は、「検体を採取した日から5日」とします。
- 感染しておらず、登校しない場合
病欠欠席扱いとします。

4 その他

- マスク着用の有無に係る差別・偏見が起きないように児童に対して指導して参りますが、ご家庭におきましてもご指導くださいますようお願いいたします。
- 本校の具体的な対応について、不明な点や心配な点などがございましたら、お気軽に学校までご連絡ください。

(担当：教頭 弓田 修 TEL 22-1809)